

令和4年第1回宇治田原町議会臨時会

目 次

○第1日（令和4年5月17日）

議事日程（第1号）	1
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 報告第1号 令和3年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書 について	6
日程第4 報告第2号 令和3年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書に ついて	6
日程第5 報告第3号 令和3年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書 について	6
日程第6 報告第4号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について	6
日程第7 報告第5号 令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書 について	6
日程第8 議案第25号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処 分について	7
日程第9 議案第26号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 制定の専決処分について	7
日程第10 議案第27号 副町長の選任について	8
日程第11 議案第24号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例を制定するについて	9

令和4年第1回宇治田原町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年5月17日

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 令和3年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第4 報告第2号 令和3年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第5 報告第3号 令和3年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第6 報告第4号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について
- 日程第7 報告第5号 令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 日程第8 議案第25号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第9 議案第26号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第10 議案第27号 副町長の選任について
- 日程第11 議案第24号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

1. 出席議員

副議長	1番	浅田晃弘	議員
	2番	原田周一	議員
	3番	宇佐美まり	議員
	4番	山本精	議員
	5番	山内実貴子	議員
	6番	上野雅央	議員

7番	藤本英樹	議員
8番	森山高広	議員
9番	馬場 哉	議員
10番	榎木憲法	議員
11番	今西利行	議員

1. 欠席議員

議長	12番	谷口 整	議員
----	-----	------	----

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	山下康之	君
教育	長	奥村博巳	君
都市整備政策	監	星野欽也	君
総務担当理事		奥谷明	君
教育次	長	黒川剛	君
総務課	長	青山公紀	君
企画財政課	長	村山和弘	君
税住民課	長	廣島照美	君
福祉課	長	中村浩二	君
健康対策課	長	立原信子	君
子育て支援課	長	岩井直子	君
建設環境課	長	谷出智	君
産業観光課	長	田村徹	君
上下水道課	長	下岡浩喜	君
会計管理者兼会計課	長	長谷川みどり	君
社会教育課	長	塚本吏	君
生涯学習推進本部	次長	馬場浩	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 矢 野 里 志 君
庶 務 係 長 重 富 康 宏 君

開 会 午前10時00分

○副議長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

谷口整議長におかれましては、検査入院のため欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

よって、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

本日、垣内理事から欠席の申出があり、これを許可しておりますので、ご報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は11名であり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回宇治田原町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○副議長（浅田晃弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、宇佐美まり議員と8番、森山高広議員を指名いたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員にお願いをいたします。

◎会期の決定

○副議長（浅田晃弘） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日及び5月18日の2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって会期は本日及び5月18日の2日間と決定しました。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆様、改めましておはようございます。

臨時会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げますとともに、平素から宇治田原町政の推進に何かとご理解、ご尽力を賜っておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

さて、風薫る新緑の爽やかな季節の中、本町特産の新茶の生産も最盛期を迎える頃となつてまいりました。今年是全国お茶まつりが京都で開催されますことから、8月下旬の全国茶品評会を皮切りに、秋にかけてイベント開催が予定されておるところでございます。全国の茶品評会での上位入賞に向けて、生産農家の皆様、茶摘みさんリーダー、関係機関のご尽力のもと、出品茶に取り組んでいただいておりますことに、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

今年のゴールデンウィークは、3年ぶりに緊急事態宣言など新型コロナウイルスの感染拡大に伴う行動制限がない大型連休となり、全国各地では昨年や一昨年よりも人出が大幅に増え、多くの方々が旅行や帰省などを楽しむことができたものと思われまふ。

一方で、連休中は人と人が接触する機会が増加することから、新型コロナウイルスの感染拡大のきっかけになることを警戒する指摘もあり、全国的には、未だ新型コロナウイルスの感染者が報告されておるところでございます。

このような中、国は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種について通知を發出したところであり、本町におきましても、情報収集に努めるとともに、今後のワクチン接種について準備等を進めていく必要があると認識をしているところでございます。

さて、本日の臨時議会にご提案申し上げます議案は、副町長の選任についての人事案件1件をはじめ、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定などの条例関係3件の合計4議案と5報告でございます。

それぞれの議案の内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただき、ご同意、ご可決並びにご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりましたが、4月1日に定期人事異動を行いましたので、対象となります職員につきまして、議長のお許しを得て、副町長から、この後、ご紹介をさせていただきたいと存じますので、よろしくようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○副議長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、議長のお許しをいただきまして、私のほうから本年4月1日付で行いました人事異動者の紹介をさせていただきます。

まず、教育次長の黒川剛でございます。

○教育次長（黒川 剛） 黒川でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 副町長（山下康之） 福祉課長の中村浩二でございます。
- 福祉課長（中村浩二） 中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（山下康之） 産業観光課長の田村徹でございます。
- 産業観光課長（田村 徹） 田村でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（山下康之） 上下水道課長の下岡浩喜でございます。
- 上下水道課長（下岡浩喜） 下岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（山下康之） 社会教育課長の塚本吏でございます。
- 社会教育課長（塚本 吏） 塚本でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 副町長（山下康之） 生涯学習推進本部次長の馬場浩でございます。
- 生涯学習推進本部次長（馬場 浩） 馬場でございます。よろしく願いいたします。
- 副町長（山下康之） 以上でございます。大変お世話になりますけれども、どうぞよろしく願い申し上げます。どうもありがとうございました。

◎報告第1号～報告第5号の一括上程、説明

- 副議長（浅田晃弘） 日程第3から日程第7までは、いずれも報告でございます。
会議規則第37条により一括して報告を求めます。西谷町長。
- 町長（西谷信夫） それでは、日程第3から第7、報告第1号から第5号につきまして、説明を申し上げます。
報告第1号、令和3年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算にて繰越明許費の設定を行いました役場庁舎跡地整備事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地都市公園整備事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。
続きまして、報告第2号、令和3年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、配水管移設等事業費などを翌年度に繰り越す必要が生じたことから、水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。
次に、報告第3号、令和3年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書につきましては、公共下水道（管渠）整備事業費を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、下水道事業会計予算繰越計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第4号、和解及び損害賠償の額の専決処分につきましては、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定事項として専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

令和4年3月10日に、軽トラックが大字贅田小字永谷地内の林道御林山線を走行中、林道横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり車両下部のオイルパンに損害を与えたものでございます。当事故に関しましては、被害者の方と示談が整い、損害賠償額38万7,464円で和解したものでございます。

今後とも適正な林道維持管理について、さらに徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

次に、報告第5号、令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましては、地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことからご報告をさせていただくものでございます。

この事業計画につきましては、城南土地開発公社の理事会において書面表決により可決されたものでございまして、令和4年度城南土地開発公社事業計画における本町の公有地取得事業等についてはございません。

以上でございます。

○副議長（浅田晃弘） これにて報告を終わります。

◎議案第25号及び議案第26号の一括上程、説明

○副議長（浅田晃弘） 会議規則第37条により、日程第8及び日程第9、議案第25号及び議案第26号の2議案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第8及び日程第9、議案25号及び議案第26号につきまして、一括して説明を申し上げます。

議案第25号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったものでございます。

主な改正内容は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点か

ら令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするもの
でございます。

次に、議案第26号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専
決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公
布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改
正を行ったものでございます。

改正内容は、国民健康保険税における基礎課税額において、被保険者の負担能力に応
じた負担を求めるため、本条例に定める賦課限度額について、医療分を63万円から6
5万円に、支援金分を19万円から20万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

以上、2議案について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないこ
とが明らかであると認め、専決処分をさせていただきましたので、ここにご報告し、ご
承認を求めるものでございます。

よろしくご審議を賜り、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（浅田晃弘） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号及び議案第26号の
2議案につきましては、専決処分でありますので委員会付託は行わないこととし、本日
は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませ
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定し
ました。

◎議案第27号の上程、説明

○副議長（浅田晃弘） 日程第10、議案第27号、副町長の選任についてを議題といた
します。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第10、議案第27号につきまして、ご説明申し上
げます。

議案第27号、副町長の選任につきましては、現宇治田原町副町長である山下康之氏
の任期が本年5月31日をもって満了いたしますことから、同氏を再任いたしたく、地
方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

山下氏におかれましては、平成30年6月1日から現在に至ります1期4年間、副町長として本町行政の推進にご尽力いただいております、町職員としての豊富な行政経験を基に、高い識見と高潔な人格を有し、広く社会の情勢に通じ、人望も厚く、私にとりましても腹心之臣であり、副町長として最適任者でありますことから、再任させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜り、何卒ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（浅田晃弘） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定しました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○副議長（浅田晃弘） 日程第11、議案第24号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） それでは、日程第11、議案第24号につきまして、ご説明申し上げます。

議案第24号、宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、令和3年8月10日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立したことから、一般職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、期末手当の支給月数を0.15月引き下げ、期末・勤勉手当の支給月数を現行の4.45月から4.30月に改定するとともに、令和3年度の引下げに相当する額を令和4年6月の期末手当から減額する調整を行うものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（浅田晃弘） 提案理由の説明が終わりましたので、議案第24号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 質疑なしと認めます。これで議案第24号に対する質疑を終わり

ます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号につきましては、総務建設常任委員会に付託することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（浅田晃弘） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

次回は明日18日午前10時から会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願ひ申し上げます。

皆様、本日はご苦労さまでございました。

散 会 午前10時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

副 議 長 浅 田 晃 弘

署 名 議 員 宇 佐 美 ま り

署 名 議 員 森 山 高 広